

目 次

はじめに

| | |
|-------------------------------|---|
| 第1章 民生委員・児童委員について…………… | 1 |
| 民生委員・児童委員の歴史と果たしてきた役割 | |
| 民生委員・児童委員の基本原則 | |
| 第2章 松山市における現状と課題…………… | 3 |
| 松山市の概要 | |
| 松山市内の民生委員・児童委員の状況 | |
| 松山市民生児童委員協議会について | |
| 松山市内における「単位民児協版 活動強化方策」作成について | |
| 第3章 まつやま版 活動強化方策について …… | 6 |
| 基本理念 | |
| 策定の目的 | |
| 目標と方針・方策 | |
| 【目標1】 地域のつながり、地域の力を高める | |
| 【目標2】 さまざまな課題を抱えた人びとを支える | |
| 【目標3】 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていく | |

民生委員児童委員信条

- 一、わたくしたちは、隣人愛をもって、社会福祉の増進に努めます。
- 一、わたくしたちは、常に地域社会の実情を把握することに努めます。
- 一、わたくしたちは、誠意をもって、あらゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努めます。
- 一、わたくしたちは、すべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます。
- 一、わたくしたちは、常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます。

《文中用語の取り扱い》

民生委員・児童委員および主任児童委員 ⇒ 民生委員・児童委員
松山市民生児童委員協議会 ⇒ 市民児協 松山市社会福祉協議会 ⇒ 市社協
地区民生児童委員協議会 ⇒ 地区民児協 地区社会福祉協議会 ⇒ 地区社協

第1章 民生委員・児童委員について

■ 民生委員・児童委員の歴史と果たしてきた役割

民生委員制度は、大正6年に岡山県で誕生した「済世顧問制度」を始まりとします。翌大正7年には大阪府で「方面委員制度」が発足し、昭和3年には方面委員制度が全国に普及しました。戦後（昭和21年）、民生委員令の公布により名称が現在の「民生委員」に改められました。また、昭和22年には児童福祉法の公布により、民生委員が児童委員に充てられ、児童の把握や援助等を行なってきました。

この間、一貫して生活困窮者の支援に取り組むとともに、特に戦後は、時代の変化に応じて新たな活動に取り組むなど、地域の福祉増進のために常に重要な役割を果たしてきました。平成29年に、民生委員制度は、済世顧問制度創設から100周年を迎えました。

民生委員・児童委員が果たしてきた役割

- ①常に地域住民の身近な相談相手、見守り役であったこと
- ②行政の協力者として福祉制度を効果的に機能させるつなぎ役であったこと
- ③社協や共同募金など民間社会福祉活動の中核であり、推進者であったこと
- ④住民や地域課題の可視化と住民の代弁者としての提言を行なってきたこと
- ⑤時代に先駆け、時々の福祉課題の解決に自ら取り組んできたこと

■ 民生委員・児童委員の基本原則

基本姿勢

1. 社会奉仕の精神

社会奉仕の精神をもって、社会福祉の増進に努めています。

2. 基本的人権の尊重

その活動を行なうにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ります。人権、信条、性別、社会的身分または門地による差別的、優先的な取り扱いはしません。

3. 政党・政治目的への地位利用の禁止（政治的中立）

職務上の地位を政党または政治的目的のために利用しません。

基本的性格

1. 自主性

常に住民の立場にたち、地域のボランティアとして自発的・主体的な活動を行ないます。

2. 奉仕性

誠意をもち、地域住民との連帯感をもって、謙虚に、無報酬で活動を行なうとともに、関係行政機関の業務に協力します。

3. 地域性

一定の地域社会（担当区域）を基盤として、適切な活動を行ないます。

活動の原則

1. 住民性

自らも地域住民の一員として、住民に最も身近なところで、住民の立場にたった活動を行ないます。

2. 継続性

福祉課題の解決は時間をかけて行なうことが必要です。地域を担当する民生委員・児童委員の交代があった場合でも、前任者の活動は必ず引き継がれ、継続した対応を行ないます。

3. 包括・総合性

個々の福祉課題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その課題について、包括的、総合的な視点にたった活動を行ないます。

7つのはたらき

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として、住民個々の相談に応じ、その生活課題の解決にあたるとともに、地域全体の福祉増進のための活動にも取り組んでいます。

| | |
|---------|---|
| 1. 社会調査 | 担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。 |
| 2. 相談 | 地域住民が抱える課題について、相手の立場にたち、親身になって相談にのります。 |
| 3. 情報提供 | 社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。 |
| 4. 連絡通報 | 住民がそれぞれのニーズに応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体などに連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をはたします。 |
| 5. 調整 | 住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援します。 |
| 6. 生活支援 | 住民が求める生活支援活動を自ら行ない、また支援体制をつくっていきます。 |
| 7. 意見具申 | 活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関等に意見を提起します。 |

第2章 松山市における現状と課題

■松山市の概要

(令和2年4月1日現在)

| | | | |
|-------------|-----------------|-------------|---------|
| ①人口 | 509,797人 | ⑥要介護認定者数 | 30,779人 |
| ②世帯数 | 250,633世帯 | ⑦児童数(18才未満) | 79,375人 |
| ③生活保護受給世帯数 | 9,697世帯 | ⑧ひとり親世帯数 | 7,825世帯 |
| ④高齢者数(高齢化率) | 141,905人(27.8%) | ⑨障がい児者数 | 26,542人 |
| ⑤ひとり暮らし高齢者数 | 6,169人 | ⑩避難行動要支援者 | 18,236人 |

※⑤ひとり暮らし高齢者数は民生児童委員による集計数

※⑩避難行動要支援者数は令和2年5月1日時点の人数

■松山市内の民生委員・児童委員の状況

ブロック/地区/民生委員・児童委員定数(うち主任児童委員数)

| | | |
|----|----|-------|
| 第1 | 五明 | 8(2) |
| | 伊台 | 13(2) |
| | 湯山 | 17(2) |

| | | |
|----|-------|-------|
| 第2 | 久米 | 41(2) |
| | 浮穴 | 15(2) |
| | 小野 | 26(2) |
| | 石井東 | 46(3) |
| | 石井西 | 47(3) |
| 久谷 | 20(2) | |

| | | |
|-----|----|-------|
| 第3A | 番町 | 13(2) |
| | 八坂 | 18(2) |
| | 東雲 | 25(2) |
| | 素鷲 | 52(3) |

| | | |
|-----|----|-------|
| 第3B | 道後 | 24(2) |
| | 湯築 | 30(2) |
| | 桑原 | 41(2) |

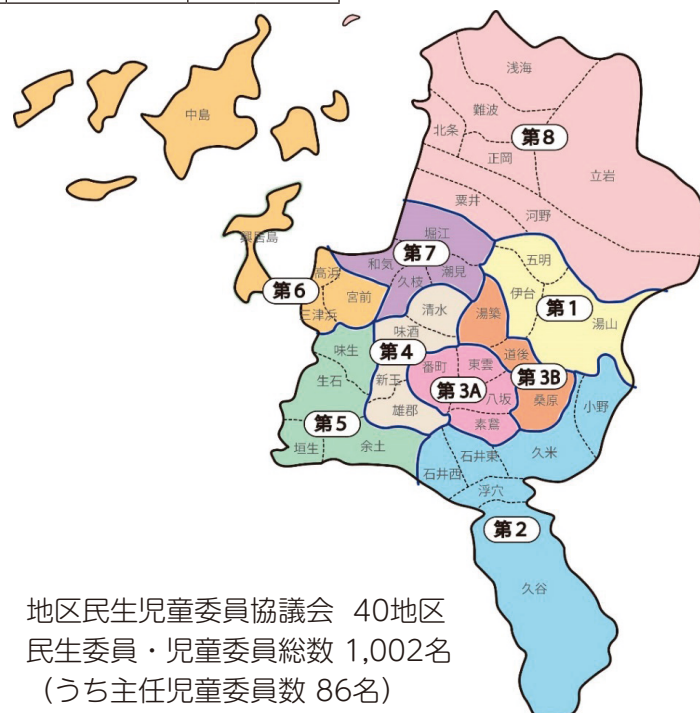
| | | |
|----|----|-------|
| 第4 | 雄郡 | 51(3) |
| | 新玉 | 27(2) |
| | 清水 | 51(3) |
| | 味酒 | 43(3) |

| | | |
|----|----|-------|
| 第5 | 余土 | 36(2) |
| | 垣生 | 17(2) |
| | 生石 | 27(2) |
| | 味生 | 40(2) |

| | | |
|----|-----|-------|
| 第6 | 宮前 | 25(2) |
| | 三津浜 | 21(2) |
| | 高浜 | 18(2) |
| | 興居島 | 14(2) |
| | 中島 | 29(2) |

| | | |
|----|----|-------|
| 第7 | 潮見 | 22(2) |
| | 久枝 | 30(2) |
| | 和気 | 24(2) |
| | 堀江 | 19(2) |

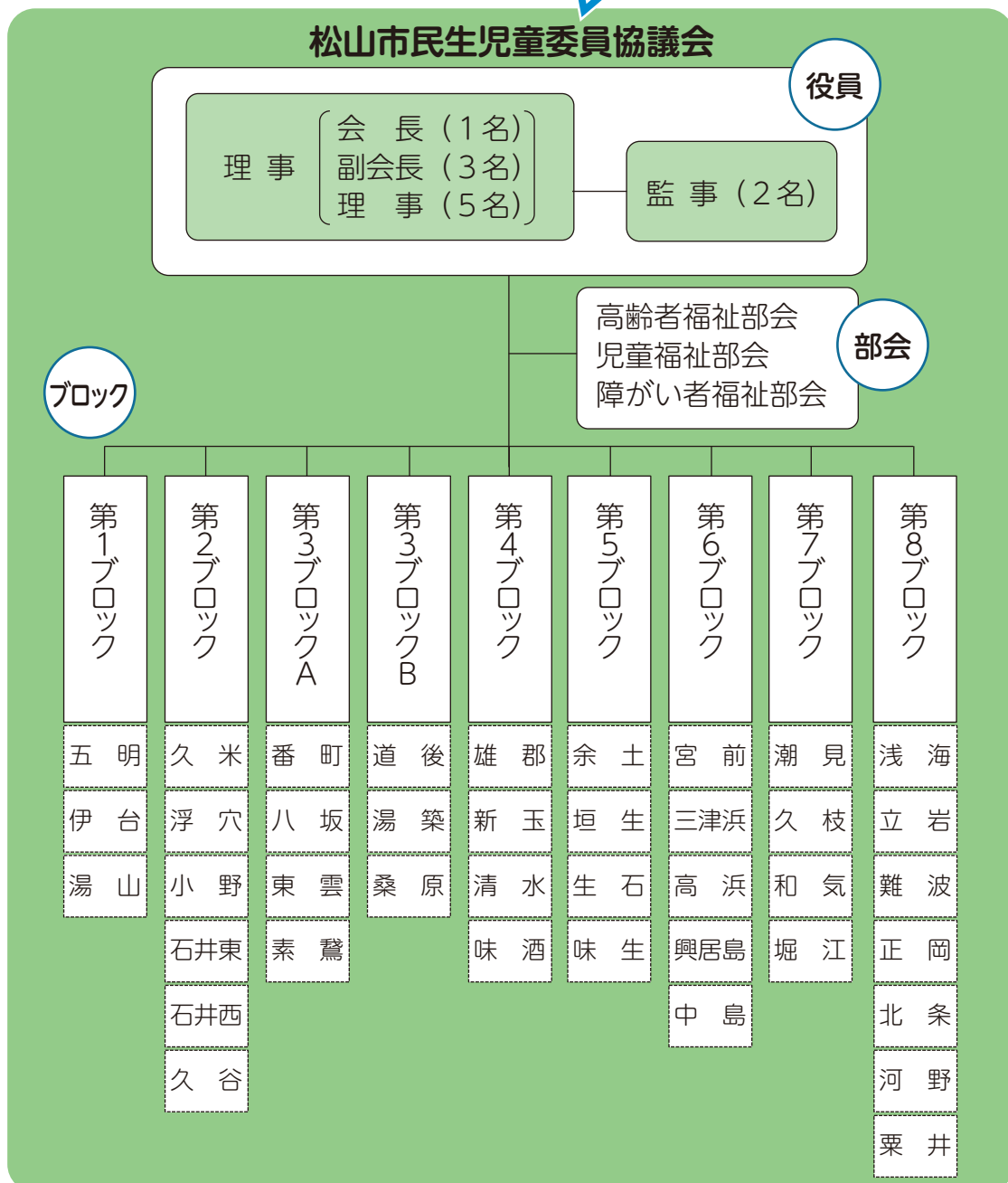
| | | |
|----|----|-------|
| 第8 | 浅海 | 7(2) |
| | 立岩 | 7(2) |
| | 難波 | 7(2) |
| | 正岡 | 7(2) |
| | 北条 | 19(2) |
| | 河野 | 12(2) |
| | 粟井 | 13(2) |



地区民生児童委員協議会 40地区
民生委員・児童委員総数 1,002名
(うち主任児童委員数 86名)

■松山市民生児童委員協議会について

松山市民児協では40の地区民児協によって構成し、毎月1回の会長定例会を開催するとともにブロック民児協や部会を設置し、行政や事務局を担う市社会福祉協議会（以下、市社協）と連携しながら、地区民児協の運営の充実並びに民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の進展と互助共励を図ります。



■松山市内における「単位民児協版 活動強化方策」作成について

松山市内には40の法定単位民児協が「地区民生児童委員協議会」として活動をしており、今回、全ての地区において「活動強化方策」を作成しました。

「単位民児協版 活動強化方策」の作成にあたっては、まずは一人ひとりの民生委員・児童委員が自身の活動や地域への思いを振り返り、自ら担当地域の実情を把握、課題整理を行ないました。それらを定例会等に持ち寄り、今後の地区民児協としての活動の課題や方向性などを話し合いました。

また、私の地域の「良いところ」「課題」については、平成30年度、地区社協の「地域カルテ」作成時に、地域の「強み」「弱み」として、民生委員・児童委員が地区社協関係者等の地域住民とともにワークショップ等を出し合った意見をまとめたものを活用しました。

(※松山市社協ホームページに掲載 <https://www.matsuyama-wel.jp/>)

【作成状況】 地区民生児童委員協議会 40地区 / 40地区
作成時期 令和元年11月

【40地区の「単位民児協版 活動強化方策」より抜粋】

理想の地域像

- 安心して住み続けることのできる地域
- 子どもから高齢者まで、自分らしく豊かな生活ができる地域
- 住民が笑顔であいさつし、声を掛け合える地域
- 世代を超えて、見守り支え合える地域
- 災害等、いざという時に支え合える地域
- 誰もが集い、交流し、学びあえる場のある地域
- 若い世代が地域とつながり、交流や行事に参加しやすい地域



民生委員・児童委員活動のやりがいや喜び

(感謝・喜び)

- 独居高齢者宅へ訪問時、待ち構えていたように、笑顔で迎えてくれ、頼りにされていると感じるとともに感謝されたとき。

(楽しい行事)

- 小学生に昔の遊びを教えて一緒に遊び、また、登下校時の見守りで小中学生と顔見知りになり、三世代もちつき大会では三世代の方々と交流を図るなど、委員活動を通じとても楽しい思い出ができたこと。

(民児協活動)

- 住民から生活支援などの相談があった際、信頼できる先輩委員や仲間と相談しながら解決することができ、感謝され喜んでもらったとき。

(自己成長)

- 活動をすることで、福祉や地域について自分自身の理解が深まり、元気や勇気をもらったうえ、自分が成長できたと感じたとき。

第3章 まつやま版 活動強化方策について

■基本理念

— 活動を通じてめざすもの（基本理念） —

広げよう つなげよう 地域共生社会の わ！



松山市民生児童委員協議会では、民生委員・児童委員間はもちろん、行政や市社協、各種団体や事業所等と連携し、“三つのわ（話・和・輪）”を柱に地域のリーダーとして「地域共生社会」の実現を目指した取り組みを行ないます。

【話】身近な相談役としてしっかりコミュニケーションをとる

【和】世代や障がいの有無に関わらず、ゆるやかに認めあえる環境をつくる

【輪】支え合い、寄り添い合いのネットワークを広げ、次の世代に引き継ぐ

■策定の目的

- ①地域の実情を把握し、民生委員・児童委員活動、市民児協活動としてこれまで取り組んできたことを整理しつつ、今後の活動方針や目標を検討する。
- ②民生委員・児童委員、地区民児協、市民児協がそれぞれ連携して委員活動に取り組んでいく。
- ③関係機関との連携や情報共有（後任への引継ぎ）を行なう。

■目標と方針・方策

| 目 標 | 方 針 | 方 策 |
|---------------------------|-------------------------|--|
| 1. 地域のつながり、地域の力を高める | (1) 地域情報の把握と共有 | ①関係機関と連携・協働し、地域情報の把握と共有に努めよう ②子育て、子育てを応援する地域づくりに努めよう ③平時から災害時要援護者の支援体制づくりに努めよう |
| | (2) 地域資源（関係機関）とのつながりづくり | |
| 2. さまざまな課題を抱えた人びとを支える | (1) 身近な相談相手として役割の強化 | ①地域共生社会の実現に向けて、地域のつながり、地域力の向上に努めよう ②福祉ニーズを迅速かつ的確に把握し、適切な支援に努めよう ③関係機関と連携・協働し、地域を支えるリーダーとして個々の資質向上に努めよう |
| | (2) 関係機関との連携の強化 | |
| 3. 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていく | (1) 広報啓発活動の充実 | ①地域福祉の担い手として、住民の理解促進に努めよう ②地区民児協の組織活動の強化と充実に努めよう |
| | (2) 民生委員・児童委員への支援体制の強化 | |



まつやま版 活動強化方策

| | |
|-----|---|
| 目標1 | 地域のつながり、地域の力を高める |
| 方針 | (1) 地域情報の把握と共有 (2) 地域資源（関係機関）とのつながりづくり |

- ①関係機関と連携・協働し、地域情報の把握と共有に努めよう
- ②子育て、子育てを応援する地域づくりに努めよう
- ③平時から災害時要援護者の支援体制づくりに努めよう

松山市民児協では、市内の活動事例や全国での取り組みについて、松山市地区社会福祉協議会連絡会等と連携しながら情報収集し、地区民児協間で共有を図ります。また、地区民児協が地域の特性を活かし、地区社協やまちづくり協議会、町内会をはじめとする地域の関係機関・団体、学校等と連携・協働し、生活課題や福祉ニーズを把握するとともに、災害等にも対応する支え合いの仕組みづくりを支援します。

小学生を対象とした 認知症サポーター養成講座

雄 郡

雄郡地区民児協では、地域包括支援センター・雄郡地区社協と連携し、地区内3校の小学4年生を対象に認知症サポーター養成講座を開催しています。日頃から、登下校の見守りや絵本の読み聞かせ等で交流のある民生委員・児童委員が介護の経験談をお話したり、「道に迷った高齢者」に扮したりします。子どもたちは民生委員・児童委員をモデルに認知症の人に対する声かけの体験。認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指し、関係機関と協働しながら助け合いの絆を育んでいます。



やさかちいき ふれあいパーティー

八 坂

八坂地区民児協では、小学校1・2年の児童と地域の高齢者の方との交流会をサポート協力しています。交流会は年2回開催されており、1回目はけん玉・おはじきなどの昔遊びや児童からの「ありがとうの肩たたき」などでふれあいの機会をつくり、2回目は顔なじみとなった児童と一緒に給食を食べながら、地域の素晴らしさを伝えています。世代を超えて見守りあい、支えあいができるような身近な関係性の構築に努めています。



登下校の見守り活動

市内全域

松山市においては各地区で住民による児童の登下校の見守り活動が行なわれています。地区民児協が主体になっている地区や地域の有志が見守り隊を結成している地区など地域の特性に合わせた仕組みをつくっています。関わり方はさまざまですが、民生委員・児童委員も地域住民の一人としてそうした活動にも参画し、住民同士が見守りあい、支えあえる地域づくりの一翼を担っています。



民生委員制度創設100周年活動強化方策 及び 児童委員制度創設70周年全国児童委員活動強化推進方策2017

【重点1】地域のつながり、地域の力を高めるために

今日、地域においては、さまざまな課題を抱えながら、孤立し、また十分な支援を受けることができないなかで生活している人や家庭が数多く存在しています。

誰もが孤立せず、地域のなかで笑顔で生活を送ることができるようにするためには、希薄化しがちな人と人とのつながりを強化し、地域の力によって誰もが支え合える地域を創っていくことが大切です。

民生委員・児童委員および民児協は、地域の幅広い関係者と連携し、これまで以上に積極的に人びとに働きかけ、「わがまちならでは」の仕組みづくり、取り組みを進めていくことが期待されます。

(児童) 重点1 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の子育て応援団となる

(児童) 重点2 子育て、子育てを応援する地域づくりを進める

地域のつながりを深める 交流会

石井東

石井東地区民児協・地区社協では、日頃から町内会と連携し、避難行動要支援者を世帯状況等で色分けした名簿を作成、災害時の避難誘導に活用するためのマップに反映しています。名簿は毎年更新・検証し、そのデータを基に町内会長をはじめ独居高齢者や障がいのある方総勢200名が参加する大交流会を開催します。民生委員・児童委員、みまもり員による工夫を凝らした演芸がステージで披露されると会場から声援が飛びます。いつもの訪問時とは少し違う姿に高齢者の顔もにっこり。民生委員・児童委員と高齢者の距離が縮まる瞬間です。紙（名簿）の上だけでなく、顔の見える“向こう三軒両隣”の関係づくりを楽しく取り組んでいます。



地域ぐるみで災害時 要支援者の支援体制づくり

高浜

高浜地区は「平成30年7月豪雨災害」で区内各所の土砂崩れにより大きな被害を受けました。高浜地区民児協では、被災前から自主防災連合会や地域関係団体と連携した取り組みを行なっておりましたが、被災以降、さらに実践に即したきめ細かな取り組みを目指し、町内会等と協働した要支援者マップの見直しや防災訓練の実施、避難所の確認等を行なっています。防災訓練では、民生委員・児童委員宅から独居高齢者宅までかかる時間や避難所までの経路、搬送手段の確認を行ない、避難所である中学校では中学生が運営の手伝いに参加するなど地域が一体となった訓練を行ないます。“もしも”に備え、日頃からの声掛けで信頼関係を深め、さらに防災への意識を高めています。





まつやま版 活動強化方策

| | |
|------|--|
| 目標 2 | さまざまな課題を抱えた人びとを支える |
| 方針 | (1) 身近な相談相手として役割の強化 (2) 関係機関との連携の強化 |

- ①地域共生社会の実現に向けて、地域のつながり、地域力の向上に努めよう
- ②福祉ニーズを迅速かつ的確に把握し、適切な支援に努めよう
- ③関係機関と連携・協働し、地域を支えるリーダーとして個々の資質向上に努めよう

松山市民児協では、部会の設置や研修会等の開催、情報提供により、民生委員・児童委員活動に必要な知識・スキル等を高めるための機会を提供します。また、市社協や市共同募金会、社会福祉法人等の関係機関・団体との連携を一層強化することで地域共生社会の実現に向け、民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談役として、支援が必要な人の悩みなどに耳を傾け寄り添う活動を支援します。

独居高齢者へのアンケート調査

道 後

世界中が新型コロナウイルス感染症の影響により外出等の自粛生活を余儀なくされる中、道後地区では「コロナ禍の今だからこそできることは何か!」という思いから、地区民児協と地区社協とが協働でひとり暮らしの高齢者を対象にアンケート調査を実施しました。コロナ禍だからこそ高齢者の本音が顕著に表れるのではないかという期待も含め、調査方法や内容などの話し合いを重ね、調査結果は大学教授のアドバイスをいただきながら分析しました。分析結果は地区の地域福祉活動計画にも反映させ、今後の活動に活かしていきます。民生委員・児童委員としても、高齢者の生活状況が把握できたことで、“必要な支援につなぐ”という役割に対するモチベーションアップに繋がりました。



専門職との合同研修会

生 石

生石地区民児協と地域包括支援センター生石・味生が連携し、高齢者の身近な相談相手である民生委員・児童委員・みまもり員とケアマネジャーの合同研修会を実施しています。民生委員・児童委員が認知症高齢者を地域で支えるために必要な専門知識を得るとともに、地区内の事例発表を通じ、専門職と連携した支援体制について情報共有を行ないました。グループワークでは普段関わりの少ないケアマネジャー等との交流が図られ、お互いの認識や理解を深めることで、日常的に相談がしやすい関係性を構築する機会となっています。



民生委員制度創設100周年活動強化方策 及び 児童委員制度創設70周年全国児童委員活動強化推進方策2017

【重点2】 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために

地域には、さまざまな課題を抱えながら、助けを求める「声を出せない人」「声を出さない人」も少なくありません。こうした人びとを早期に適切な支援につなげるためには、民生委員・児童委員のみならず、近隣住民を含め、地域の幅広い人びとが連携・協力して「気になる人」を早期に把握することがなにより大切です。

また、高齢者の日常生活支援などにみられるように、既存の制度のなかでは十分な対応が難しいケースも少なくありません。今、地域においてどのような支援・サービスが必要なのか、住民の生活状況、生活課題を把握する民生委員・児童委員だからこそ可能な提案、提言を積極的に行なっていきましょう。

(児童) 重点3 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える

専門職と連携した 子育て支援

久 枝

久枝地区民児協では、地区の保育園が市から受託し運営する「子育て支援センター」と連携し、乳幼児期の子どもとその保護者が集う「子育てサロン」に主任児童委員をはじめとする民生委員・児童委員が参加しています。保護者がプログラムに参加している間の赤ちゃんのお世話など、気軽に参加しやすい環境づくりのお手伝いです。参加する民生委員・児童委員は「はじめは自分にできるか心配だったが、子どもたちからエネルギーを貰い、いつも笑顔で居られる」と楽しみながら、幅広い年代の住民との関係づくりに努めています。



買い物弱者等への支援

伊 台

山間部を含む伊台地区では、外出に不便を感じている高齢者や障がい者を対象に、福祉工房いだい清風園（障がい者施設）と地区社協が協働で「ほほえみ買物等支援事業」として、月に1回、清風園のバスを活用し、市内のスーパーでの買い物や昼食等の支援を行なっています。安全に楽しんでいただくため、毎回2名の民生委員・児童委員が同行し介助や見守りを行ないます。バスの中でも参加者同士の交流が深まることで生活状況の把握ができ、民生委員・児童委員にとってはよい情報収集の場となっています。



三部会の設置（高齢者福祉部会/児童福祉部会/障がい者福祉部会）

市民児協では3つの分野における専門的な部会を設置し、課題の共有や関係機関と連携した研修等を実施することで、個々の委員の知識や技術の向上を図るとともに、地区民児協活動へ反映するよう努めています。特に児童福祉部会においては、民生委員・児童委員と主任児童委員とで部会員を構成し、各委員が連携してそれぞれの特徴を活かした活動が行なえるような仕組みづくりに取り組んでいます。

市民児協





まつやま版 活動強化方策

| | |
|------|---|
| 目標 3 | 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていく |
| 方針 | (1) 広報啓発活動の充実 (2) 民生委員・児童委員への支援体制の強化 |

- ①地域福祉の担い手として、住民の理解促進に努めよう
- ②地区民児協の組織活動の強化と充実に努めよう

松山市民児協では、松山市や市社協、県民児協等と連携し、民生委員・児童委員の役割や活動を広く住民に知ってもらうため積極的に周知啓発を行ないます。また、「定例地区民児協会長会」の開催やブロック民児協の研修等を継続し、地区民児協の組織強化を図るとともに、民生委員・児童委員がやりがいを持って活動ができるよう支援します。

民児協会長間の情報交換と支援体制

第8ブロック

毎月行なわれる定例地区民児協会長会の終了後、第8ブロックの会長のみで連絡会を実施しています。第8ブロックは旧北条市の7地区で構成され、山側から海側、そして街中など、それぞれの特色を生かした様々な取組が行なわれていますが、地区で抱えている課題や工夫、また地区を越えた連携などについて、会長同士で活発な意見交換を行なっています。また、新任の民児協会長をサポートする機能もあり、日頃からブロック内で情報共有をしながら、各地区民児協における組織活動の強化と充実に努め、民生委員・児童委員として住民に理解し頼られる人材の育成に努めています。



民生児童委員活動の広報啓発

市民児協

平成29年、民生委員制度が創設100周年という大きな節目を迎えたことを記念し、『民生委員・児童委員の日 活動強化週間』に合わせ、市の広報紙「広報まつやま」に民生委員・児童委員へのインタビューを交えて活動や歴史を掲載しました。また、松山市総合福祉センター（若草町）では横断幕を掲げるなど、市民の方へ積極的なPR活動を実施しました。民生委員・児童委員の認知度の向上については各地区が抱える共通の課題ではありますが、日頃から地域住民の理解を深める活動を積極的に行ない、民生委員・児童委員のなり手確保のすそ野を広げています。



松山市民生児童委員定数の推移（※約3期ごとを目安とした人数です。）

H29 民生委員制度創設100周年
児童委員制度創設70周年

| 年 | S26 (市社協創設時) | S34 | S43 | S52 | S61 | H7 | H17 (合併後) | H25 | R1 |
|-----------|-----------------|------|------|------|------|------|--------------|------|------|
| 民生委員・児童委員 | 203名 | 316名 | 379名 | 436名 | 554名 | 790名 | 880名 | 905名 | 916名 |
| 主任児童委員 | - | - | - | - | - | 49名 | 85名 | 86名 | 86名 |

全国の動き ← S23 民生委員法公布・施行 H6 主任児童委員制度創設
 松山市の動き ← S26 市福祉事務所設置

S45 高齢化率 7%超
 H9 高齢化率 14%超
 H17 新「松山市」誕生 北条市・中島町と合併
 H24 高齢化率 21%超